

総務省の一次回答	府省の回答に対する兵庫県の意見
<p>広域連合の設置、規約の変更、解散等は、地方公共団体の設置及び運営に関する事項であることから、原則として総務大臣又は都道府県知事の許可等にかからしめることとしているもの。これは、一部事務組合の手續に準ずるものである。</p> <p>規約の変更にかかる総務大臣の許可においては、①地方自治法に定められた手續により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不相当であると認められること、のいずれにも該当しないことを確認しており、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性をも判断しているところであり、届出制では総務大臣がこれらの適法性・妥当性を判断することができないこととなり、適切ではない。</p> <p>また、当該許可は、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず実施する必要があるものである。</p> <p>加えて、総務大臣は、その権限上、国の行政機関の全ての事務を所管するわけではないことから、総務大臣が、国からの権限等の要請が行われ得る広域連合の規約の変更を許可しようとするときには、当該広域連合が処理することとなる事務を所管する関係行政機関の長の考えも聴くことが適切であることや、複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する広域連合については、国の施策、事務等に深い関係を有することとなる場合もあると考えられるため、総務大臣が広域連合の規約の変更の許可をするときは、関係行政機関の長に協議することとされている。この点、届出制では</p>	<p>1 提案の概要</p> <p>本提案は、総務大臣が広域連合の規約変更を許可する際に国の関係行政機関の長と総務大臣との協議に期間を要したことにより、関西広域連合の事務執行が遅れるという支障が生じたことを踏まえ、広域連合の規約変更等の内容が国の関係行政機関の長の権限に抵触するおそれがない内容である場合に限り、総務大臣による許可を不要（届出に替えること）とするよう提案するものである。</p> <p>2 総務省の一次回答に対する本県意見の陳述</p> <p>総務省の一次回答で、「広域連合の規約変更においては総務大臣による許可は必要であり届出制に替えることは適切ではない」ことについて示された3つの理由に対し、それぞれ本県の意見を述べる。</p> <p>理由①</p> <p>「地方自治法（以下「法」という。）に定められた手續により申請されていないものではないことを総務大臣の許可手續において確認する必要がある」</p> <p>本県意見①</p> <p>広域連合の全構成団体の議決証明を提出することにより、適法な手續に基づく申請の確認は可能であることから、上記理由①は総務大臣の許可を必置とするまでの理由とはならないと考える。</p> <p>理由②</p> <p>「法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないことに該当しないことを総務大臣が確認する必要がある」</p>

関係行政機関の長の協議を担保することができないこととなり、適切ではない。また、当該協議も、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず、実施する必要があるものである。

以上のことから、都道府県の加入する広域連合の規約の変更を行う場合は、総務大臣の許可にかからしめる必要がある。

なお、総務省においては、都道府県の加入する広域連合の規約の変更の許可に係る標準処理期間をおおむね3月と定めている。

本県意見②

国の関係行政機関の長との協議が整わない場合とは、例えば法第291条の2第4項の規定に基づき国の事務の移譲を要請する場合など、広域連合の規約変更の内容が、法令に基づく関係行政機関の長の権限を含む可能性がある変更の場合と考えられるが、その場合には法第291条の3第2項の手続は必要と考えている。

すなわち、本県の提案主旨は、総務省と広域連合との事前協議等を経て、規約変更に係る内容が法令に基づく国の関係行政機関の長の権限に属さないことが示された場合には、総務大臣の許可手続において、再度同条第2項の規定に基づく国の関係行政機関の長との協議を再度行う必要はないことから、当該手続を不要とするものである。

実務上も、広域連合の規約変更に当たっては、総務大臣の許可手続に先んじて、総務省との事前協議を行うことにより、規約変更に係る事務に国の関係行政機関の長の権限が含まれないことを確認されていると考えている。

理由③

「住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適當であると認められることに該当しないこと」

本県意見③

上記②により、規約変更に係る内容が、法令に基づく国の関係行政機関の長の権限に属する内容でないことが明らかな場合は、規約変更に係る事務は自治事務に属する。自治事務に対する国の関与については、法245条の3第5項において、自治事務の処理について、国の行政機関の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、許可等の国の関与ができないとされている。当該場合の具体的な内容については、地方分権推進計画におい

て次の通り示されている。

- a 刑法等で一般には禁止されていながら特別に地方公共団体に許されるような事務を処理する場合
- b 公用収用・公用換地・権利交換に関する事務を処理する場合
- c 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合
- d 法人の設立に関する事務を処理する場合
- e 国の関与の名あて人として地方公共団体を国と同様に扱っている事務を処理する場合

今回の提案はこれらのいずれにも該当しないと考えられることから、総務大臣の関与は不要であり、届出で十分である。(一次回答において、「法令等により国の行政機関が権限をもち主体的に行う事務であるか否かにかかわらず総務大臣の許可が必要」と示された法的根拠をご教示ください。)

また、広域連合の規約変更にあたっては、広域連合の各構成団体の議会において、当然に、当該変更内容が住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から妥当なものであることを調査・審議した上で議決していることから、各構成団体が実施している自治事務を、広域連合が実施する自治事務として持ち寄ろうとする規約変更には何ら、違法、不当な手続が含まれる余地はなく、総務大臣の許可は不要と考える。

3 結論

以上のとおり、本件提案において支障事例とした「まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画の策定事務の追加」のような、国の関係行政機関の長の権限に属さないことが明らかな自治事務については、一次回答理由①に関しては広域連合の全構成団体において議決を経ていること、同理由②に関しては総務省との事前協議で法令に基づく国の関係行政機関の長の権限に属さないことが示されていること、同理由③に関しては事前協議を経て当該規約変更に係る事務が自治事務であることが明らかになった場合に

は、許可による総務大臣の関与はなくすべきであることを合わせて検討すると、法第291条の3第1項及び第2項の規定に基づく総務大臣の許可及び総務大臣と国の関係行政機関の長との協議は不要であり、届出で足りると考える（なお、本件支障事例については、一次回答で示された「複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する広域連合については、国の施策、事務等に深い関係を有することとなる場合」に該当するか否か、その判断基準の基となる考え方と併せて、ご教示ください。）。